

○ 札幌市告示第4117号「一時保護所仮施設厨房機器賃貸借」に係る質問と回答

質問	回答
所有権について。	リース機器の所有権は札幌市ではなく受注者となる見込。よって、租税公課は受注者負担として入札金額を検討すること。
新型コロナウイルス感染拡大の影響で納入時期が遅延する場合について。	原則、受注者から当該不履行に係る申し出を提出していただき、納入期限の延期又は契約解除を検討することになる。感染症の拡大状況に関わらず、納入の達成見込については入札前に必ず検討すること。
「厨房機器リスト」記載の参考品と同等以上の機器で応札する場合、応札前に確認書等の提出が必要か。	事前提出は必須としていないが、不履行を防ぐため、必要な場合は応札前に発注者へ事前に質問等すること。
一時保護所仮施設の運用後の転用について、機器の撤去・移設などの経費は本契約に含めず、別途協議か。	一時保護所仮施設の運用に係る撤去は、本契約に含めること。一時保護所仮施設の運用終了後、移設及び転用後の撤去は、本契約に含めず、別途協議とする。
一時保護所仮施設の運用後、転用となった場合、賃貸借契約を再契約する意向か。	転用の実施の有無については一切未定であり、したがって契約方法についても未定。